

産業環境委員会報告資料

令和3年8月17日

報告事項件名	頁
(1) 環境基本計画中間見直し等の検討状況について	2
(2) 環境基金審査会の審査結果について	4
(3) 二酸化炭素排出実質ゼロおよび3R・食品ロス削減推進月間 パネル展示等について	5
(4) 足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の 一部改正について	7

(環 境 部)

産業環境委員会報告資料

令和3年8月17日

件名	環境基本計画中間見直し等の検討状況について
所管部課名	環境部環境政策課
内容	<p>現在、環境審議会に諮問し、環境基本計画の見直し及び（仮称）足立区における気候変動の影響に備える計画、（仮称）足立区食品ロス削減推進計画等の策定を進めている。令和3年度第2回環境審議会における審議状況等について、以下のとおり概要を報告する。</p> <p>1 日時・場所・出席委員数</p> <ul style="list-style-type: none">・ 令和3年7月16日（金）15時から17時・ 区役所8階特別会議室・ 15名の委員のうち13名出席（オンライン8名、会場5名） <p>2 審議事項</p> <p>(1) 環境基本計画第5章各指標の目標値（案）について （別添資料2～27ページ）</p> <p>(2) 環境基本計画第5章における各施策の具体的な取組（案）について （別添資料28ページ）</p> <p>(3) 環境基本計画第8章の構成について （別添資料29ページ）</p> <p>3 主な意見・質問等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施策とSDGsのつながりについて、対象となるターゲットを絞り対応を明確に示してほしい。・ アスベスト対策に関する指標については、大気汚染防止法の改正内容を踏まえた内容で検討してほしい。・ 環境保全行動指針については、代表的なものをリスト化するなどしてわかりやすくしたうえで、多くの区民が見ることができるよう別冊で配布するなどの工夫により周知を行ってほしい。・ 区、区民、事業者の行動指針のページを色分けしたほうが、対象が明確になり、見た人に伝わりやすくなると思う。・ 環境基本計画第5章において、柱1は二酸化炭素排出実質ゼロにつながる重要な指標として2024年に加え、2030年の目標値も設定しているのであれば、そのことがわかるよう明記したほうが良いと思う。

	<p>4 今後の予定</p> <table border="1" data-bbox="438 226 1272 432"> <tr> <td>令和3年 9月</td> <td>第3回環境審議会</td> </tr> <tr> <td>令和3年11月</td> <td>第4回環境審議会</td> </tr> <tr> <td>令和3年12月</td> <td>パブリックコメント実施</td> </tr> <tr> <td>令和4年 2月</td> <td>第5回環境審議会（答申）</td> </tr> </table>	令和3年 9月	第3回環境審議会	令和3年11月	第4回環境審議会	令和3年12月	パブリックコメント実施	令和4年 2月	第5回環境審議会（答申）
令和3年 9月	第3回環境審議会								
令和3年11月	第4回環境審議会								
令和3年12月	パブリックコメント実施								
令和4年 2月	第5回環境審議会（答申）								
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>今回の審議会でもいただいたご意見を、環境基本計画見直し等に反映させ、引き続き環境審議会でも議論を深め、年度内の計画策定を目指す。</p>								

産業環境委員会報告資料

令和3年8月17日

件名	環境基金審査会の審査結果について							
所管部課名	環境部環境政策課							
内容	<p>令和3年度第二期環境基金助成について、7月5日に開催した環境基金審査会における審査を経て、下表の1件について交付決定を通知したので報告する。</p> <p>1 一般助成 申請者が環境基金審査会に出席し審査を受ける活動 申請なし</p> <p>2 ファーストステップ助成 書類のみで審査される新たな活動のきっかけづくり等の活動 申請1件を採択</p> <p style="text-align: right;">単位：円</p> <table border="1" data-bbox="384 1037 1465 1263"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 1037 624 1095">申請者</th> <th data-bbox="624 1037 1273 1095">活動の概要</th> <th data-bbox="1273 1037 1465 1095">交付決定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 1095 624 1263">東京電機大学 情報分子生物学研究室</td> <td data-bbox="624 1095 1273 1263">荒川流域における救荒植物分布調査 ・ 救荒植物に関する学習観察会の開催 ・ 救荒植物マップの作成と提供 ・ 救荒植物学習用教材の作成と提供</td> <td data-bbox="1273 1095 1465 1263" style="text-align: center;">167,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 救荒植物 飢饉等により食料が不足した際、一時の飢えをしのぐために食料として用いることのできる、山野に自生する植物</p>		申請者	活動の概要	交付決定額	東京電機大学 情報分子生物学研究室	荒川流域における救荒植物分布調査 ・ 救荒植物に関する学習観察会の開催 ・ 救荒植物マップの作成と提供 ・ 救荒植物学習用教材の作成と提供	167,000
申請者	活動の概要	交付決定額						
東京電機大学 情報分子生物学研究室	荒川流域における救荒植物分布調査 ・ 救荒植物に関する学習観察会の開催 ・ 救荒植物マップの作成と提供 ・ 救荒植物学習用教材の作成と提供	167,000						
問題点 今後の方針	活動終了後、実績報告書を審査の上、交付決定額の範囲内で活動に要した金額を助成する。							

産業環境委員会報告資料

令和3年8月17日

件名	二酸化炭素排出実質ゼロおよび3R・食品ロス削減推進月間パネル展示等について												
所管部課名	環境部環境政策課、ごみ減量推進課												
内容	<p>本年12月に二酸化炭素排出実質ゼロパネル展および3R・食品ロス削減推進月間の展示の同時開催を予定している。また、10月の3R推進月間キャンペーンでは、使い捨てプラスチック削減啓発の一環として、マイボトルの配布を行う。</p> <p>1 パネル展示</p> <p>(1) 期間・場所 令和3年12月3日(金)～12月5日(日) 北千住マルイ 8階みんなの広場、9階パブリックスペース</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 「二酸化炭素排出実質ゼロ」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化の現状や二酸化炭素削減への取り組みをパネル展示により紹介 4月に実施したパネル展で、区民に記入をしてもらった「マイゼロ宣言」や、宣言を掲げた写真の展示 <p>イ 「食品ロス削減について」</p> <ul style="list-style-type: none"> 世論調査では「食品ロス」の認知率は9割を超える一方、削減のための行動実施率は5割を下回る状況を紹介 定期的な冷蔵庫の確認や整理整頓、買物リストの作成等、食品ロス削減に繋がる取り組みをパネル展示で紹介 <p>ウ 「家庭用生ごみ処理機のPR」</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみの増加に伴い、近年生ごみ処理機が注目され、補助金申請件数が増加 ごみの減量にも繋がる生ごみ処理機のPRをパネル展示 <p>生ごみ処理機・コンポスト化容器購入費補助金実績</p> <table border="1" data-bbox="507 1765 1473 1955"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請件数</td> <td>33</td> <td>92</td> <td>62 (7/31 現在)</td> </tr> <tr> <td>補助額合計(円)</td> <td>385,700</td> <td>918,300</td> <td>625,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本体価格の2分の1、上限15,000円を補助</p>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	申請件数	33	92	62 (7/31 現在)	補助額合計(円)	385,700	918,300	625,800
	令和元年度	令和2年度	令和3年度										
申請件数	33	92	62 (7/31 現在)										
補助額合計(円)	385,700	918,300	625,800										

2 3R推進月間キャンペーン

使い捨てプラスチック削減啓発の一環として、10月の3R推進月間にRのお店の協力を得て、リサイクル商品の購入や過剰包装を断る等、3R推進につながる取り組みをした区民に対しマイボトルの配布を行う。

(1) 開催期間等

令和3年10月1日(金)～10月31日(日)

Rのお店登録店舗 87店舗

(2) 配布するマイボトルについて

アルミニウム製(220ml) 3,000個

ボトルにCO₂ゼロのロゴマークを貼付する。



(マイボトル)



3 情報発信について

あだち広報や区ホームページ、SNS等で広報を行っていく。

問題点
今後の方針

産業環境委員会報告資料

令和3年8月17日

件名	足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の一部改正について						
所管部課名	環境部ごみ減量推進課、足立清掃事務所						
内容	<p>1 概要 別紙1（参照8～9頁）のとおり、足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の一部を改正する。</p> <p>2 目的 特別区共通の有料粗大ごみ処理券について、区民の個人情報保護に配慮するとともに運用ルールに合わせた分かりやすい表記に変更する。 <u>※ 新券のデータは、8月下旬頃に決定する。</u></p> <p>3 変更内容</p> <table border="1" data-bbox="454 1025 1465 1144"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行表記</th> <th>新券表記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記入欄</td> <td>「氏名」</td> <td>「氏名または受付番号」と「収集予定日」</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙2（参照10頁）のとおり、排出者が記入する欄は「氏名」欄のみであるが、運用で氏名または受付番号を記載してもらっている。また、空いているスペースに収集予定日を記入してもらっている。</p> <p>4 施行年月日 令和3年10月1日</p> <p>5 その他 別紙1（参照8～9頁）の附則の経過措置のとおり、新券は施行日から販売されるのではなく、旧券の在庫が捌けてから新券が販売されることになるため、施行日以降も当面は旧券が使用される。</p>		現行表記	新券表記	記入欄	「氏名」	「氏名または受付番号」と「収集予定日」
	現行表記	新券表記					
記入欄	「氏名」	「氏名または受付番号」と「収集予定日」					
問題点 今後の方針	有料粗大ごみ処理券については、今後も23区で連携を図りながら、分かりやすい運用や券の表記を検討していく。						

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則新旧対照表

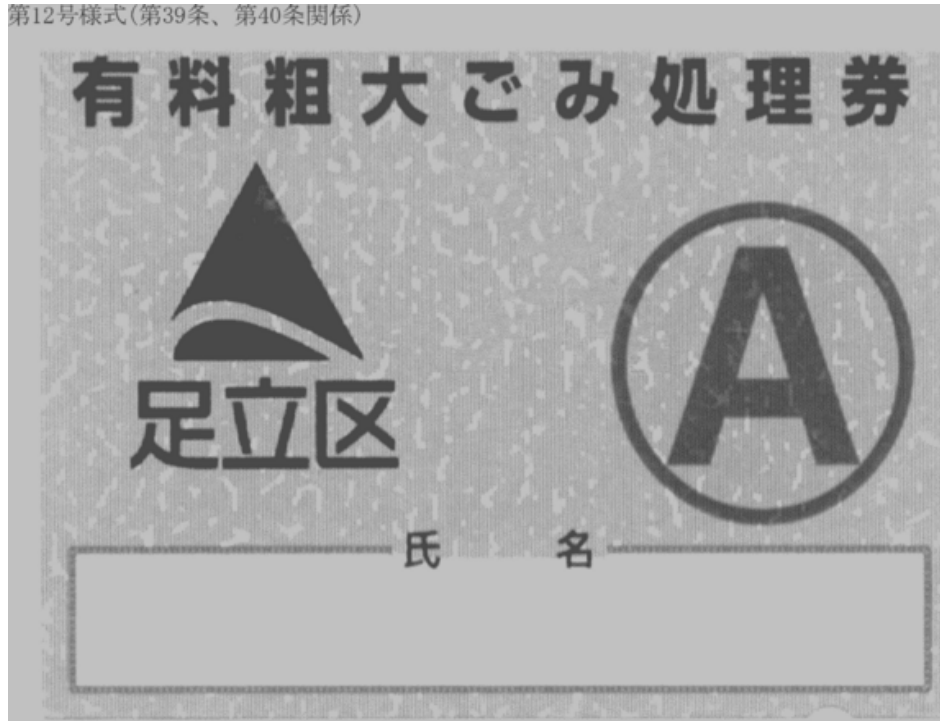
改正前	改正後
<p>○足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則 平成12年 3月31日規則第51号</p> <p>目次 略</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 廃棄物の適正処理 第1条～第16条 (略)</p> <p>(有料粗大ごみ処理券の添付方法等)</p> <p>第17条 有料粗大ごみ処理券の添付に当たっては、次によらなければならない。</p> <p>(1) 著しく汚損した有料粗大ごみ処理券は、添付しないこと。</p> <p>(2) 有料粗大ごみ処理券は、粗大ごみごとに必要な枚数を確認しやすい箇所に添付すること。</p> <p>(3) 複数の有料粗大ごみ処理券を添付するときは、重なることのないよう添付すること。</p> <p>(4) 有料粗大ごみ処理券は、粗大ごみからはがれることのないよう添付すること。</p> <p><u>(5) 有料粗大ごみ処理券には占有者名を記入すること。</u></p>	<p>○足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則 平成12年 3月31日規則第51号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 廃棄物の適正処理 第1条～第16条 (略)</p> <p>(有料粗大ごみ処理券の添付方法等)</p> <p>第17条 有料粗大ごみ処理券の添付に当たっては、次によらなければならない。</p> <p>(1) 著しく汚損した有料粗大ごみ処理券は、添付しないこと。</p> <p>(2) 有料粗大ごみ処理券は、粗大ごみごとに必要な枚数を確認しやすい箇所に添付すること。</p> <p>(3) 複数の有料粗大ごみ処理券を添付するときは、重なることのないよう添付すること。</p> <p>(4) 有料粗大ごみ処理券は、粗大ごみからはがれることのないよう添付すること。</p> <p><u>(5) 有料粗大ごみ処理券には氏名又は受付番号及び収集予定日を記載すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>第17条～第46条 (略) 第4章～第6章 (略)</p>	<p>第17条～第46条 (略) 第4章～第6章 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則 (3足●●発●●号 令和3年●月●日 決定)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和3年10月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第12号様式及び第13号様式による有料粗大ごみ処理券で、現に残存するものは、なお使用することができる。</u></p> <p>様式変更 <u>様式第12号</u> <u>様式第13号</u></p>

【現行の有料粗大ごみ処理券デザイン】

第12号様式（第39条、第40条関係）

第12号様式(第39条、第40条関係)



第13号様式（第39条、第40条関係）

第13号様式(第39条、第40条関係)

